



『トーマツ チャイナ ニュース』

中国室

『トーマツ チャイナ ニュース』は有限責任監査法人トーマツ 中国室が中国ビジネスを展開している日本企業及び在中国の日系企業向けに発行しているニュースレターです。会計税務の専門的な立場より中国の投資全般、並びに会計税務情報についてタイムリーにわかりやすく解説しています。
／原則、毎月最終木曜日発行

連載～企業会計準則シリーズ～ 第1回 企業会計準則と国際財務報告基準 (IFRS) とのコンバージェンスに関するロードマップ

新企画として、今月号から企業会計準則に関する解説の連載を開始します。企業会計準則は2006年に財政部（日本の財務省に相当）から公布され、2007年度から中国の上場企業に対して適用され、その後順次適用対象が拡大されており、一部地域ではありますが一定規模以上の外商投資企業にも適用されています。

一方、企業会計準則については2006年の公布以来改訂されていませんが、IFRSへのコンバージェンスを実行するため、2011年末までに改訂作業を完了させる予定です。今月号では、序章として、中国当局が予定している企業会計準則のIFRSへのコンバージェンスに関するロードマップについて解説いたします。

1. 総論

2010年4月1日、中国財政部は「中国企業会計準則と国際財務報告基準 (IFRS) との継続的コンバージェンスに関するロードマップ」(財会【2010】10号文、以下「10号文」)を公布しました。骨子としては、①企業会計準則はIASBと同期性を保持し、2011年末までに企業会計準則の改訂作業を完了させる予定とする、②改訂後の企業会計準則体系は現在の体系を維持する、の2点であります。10号文ではどの準則の改訂を実施するかについての具体的な記述はありませんが、2007年に中国財政部の企業会計準則基準委員会が公表した「中国新企業会計準則体系」では、企業会計準則とIFRSとの差異について言及しており、これを参考にして今後改訂が予想される部分を解説します。

2. 企業会計準則とIFRSとの差異

「中国新企業会計準則体系」では、企業会計準則とIFRSとの違いを、①重要な差異、②差異とは認められない相違点、の2つに分類しています。前者は純粋に会計基準間の差異として認識しているものであり、後者は会計基準間に相違点が存在することを認めつつも、経済環境の違い等から中国当局は会計基準間の差異としてまでは認識してないものです。

1) 重要な差異

中国当局が重要な差異として認識しているのは、①関連当事者間取引、②資産の減損損失の2点です。

①関連当事者間取引

企業会計準則では、同一の政府の支配を受けている「国有企業間の取引」については、関連当事者間取引としては取り扱わず、当然のことながら関連当事者間取引に関する開示も不要とされています。一方、IFRSでは「同一の政府の支配を受けている企業間の取引」を関連当事者間取引の対象に含めていました。しかし、2011年1月1日以降開始事業年度から適用される改訂IAS24号では、このような取引を関連当事者間取引としては取り扱わなくなったことから、この点においては企業会計準則との差異は解消しました。ただし、政府との関係等、一定の注記を開示することが要求されており、この点においては依然として差異が存在しています。

②資産の減損損失

企業会計準則では減損損失の戻入は一切認められていませんが、IFRSでは減損損失の戻入、のれんを除き一定の要件のもと認められている点で差異が存在しています。

2) 差異とは認められない相違点

中国当局が認識している「差異とは認められない相違点」には、①共通支配下の企業結合、②公正価値による測定、③売却目的の非流動資産及び非継続事業、④退職給付会計、及び⑤超インフレ会計の5点があります。これらはいずれも企業会計準則とIFRSとの間に相違点がありますが、中国が現在直面している経済環境がIFRSが前提としているそれと異なることを原因とするものであって、上記1)のように会計基準上の差異とまでは認識していない項目です。そのため、これらの項目については、IFRSへの同期性を保つ目的での改訂が行われない可能性があると思われます。

①共通支配下の企業結合

企業会計準則では、国有企業改革を円滑に進めるという観点から、共通支配下の企業結合について、簿価での引き継ぎを認める持分プーリング法の適用が認められていますが、IFRSではこのような共通支配下の企業結合に関する明確な規定は存在していません。

②公正価値による測定

IFRSでは公正価値による測定については広い範囲でその適用が要求されています。一方、中国は新興国であり、公正価値に関する実務に習熟し

ていないのが現状であることから、企業会計準則では「活発な市場における公表市場価格が存在し、かつ公正価値を信頼性をもって見積もることのできる場合に限り」、公正価値による測定が認められています。2009年5月に当項目に関するIFRSの公開草案が公表され、そこには公正価値に関するガイドラインが定められており、中国当局はそれに基本的に賛成する姿勢ですが、新興国のための個別ガイドラインが制定されていない旨を指摘しています。

③売却目的の非流動資産及び非継続事業

IFRSでは売却目的の非流動資産及び非継続事業に関する基準が定められていますが、企業会計準則では当該IFRSに相当する明確な規定は制定されていません。

④退職給付会計

IFRSでは退職給付会計に関する詳細な基準が定められていますが、中国では退職給付そのものが実務上浸透していないため、企業会計準則においては明確な規定は存在していません。

⑤超インフレ会計

IFRSでは超インフレ会計に関して独立した基準が定められていますが、中国ではそもそも超インフレ状態にないため、企業会計準則においては独立した基準を定めていません。しかし、外貨換算の1項目として超インフレ会計に関する規定があります。

以上

「トーマツ メールマガジン／トーマツ チャイナ ニュース」の配信をご希望の方は
<http://www.tohmatsu.com/mm/> よりお申し込みください。

『トーマツ チャイナ ニュース』のお問合せ先：

有限責任監査法人トーマツ 中国室

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル

TEL : 03-6213-1075 FAX : 03-6213-1045

e-mail : chinanews@tohmatsu.co.jp

※禁無断転載